

【地域の概要】

○岐阜県の中南部に位置する約4km四方の町で、町域面積は1,287ha、そのうちの農用地面積は293haである。

○町の中心にある郷部山をとり囲むように、東部・北部の地区は、畑地帯として、北東部・北西部の地区においては水田地帯と集团的優良農地があり、その多くは農用地に指定され、農地として保全されてきたが、近年では、町の北部に国道248号バイパスが開通し沿道では、遊戯施設、大規模事業所、大型店舗（スーパー）が建設されている。

○農振農用地のほとんどが兼業農家による耕作地であるが、高齢化、農業後継者等の問題により、今後は管理困難な農地の増加が懸念される。

取組開始前の状況や課題

○農家の高齢化及び後継者不足により遊休農地が増加する傾向にある。

○町内の担い手が7名いるが、高齢化も目立つため、今後の対策が必要である。
（30代1名、50代1名、60代1名、70代4名）

○相続により農地を取得する非農家も多く、今後、維持管理もされない農地が増える可能性がある。

○昔からの口頭による農地の貸し借りが多かったが、農業委員会からの働きかけや周知により、正規の手続きとして改めて権利設定を行う農家が増えてきている。

取組内容

農地の遊休化の把握（令和4年12月）

○長年、坂祝町で水稻を栽培していた担い手が、健康面の理由から経営規模を縮小することとなり、令和4年を以て勝山地区の水田が全て所有者に返却されることとなった。

地元農業委員による地域での話し合いの開催（令和5年1月～2月）

○地元農業委員、土地改良区工区長、農地所有者（16名）が集まり協議した結果、今後の農地管理を農地所有者自身や地元住民で行うことは困難なため、隣接市や坂祝町内で水稻栽培を行っている担い手（法人）に一括して農地管理を依頼したいということで意見がまとまった。

担い手への農地の集積・集約（令和5年2月～4月）

○勝山地区からの要望を受け、農業委員会会長と地元委員が所有者と担い手との仲介を行い、農地中間管理事業を活用し、権利設定に至った。

※田 39筆 38,812㎡（土地所有者16名）

今後の展開と方向性

委員の関与が重要

○地元に精通している委員の働きにより、土地所有者との連絡調整等をスムーズに行うことができた。

農地中間管理事業の周知

○今回の貸付対象地となっていない農地の所有者に対しては、農地中間管理事業制度の周知チラシを配布し、制度の普及促進を進め、今後貸付意思のある所有者に対しては、農業委員会が権利設定の仲介を行う。



権利設定した勝山地区の農地